



第 242 号



- 東京都廃棄物審議会・計画部会 「中間のまとめ（案）」
- 平成23年度の東京都予算案に対し都議会3党に要望
- 台湾の経済部工業局永続発展組長らが当協会訪問
- 女性部だより 文京学院大学ふじみ野キャンパスで勉強会



社団法人東京産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とりサイクルポートでは、2,000トン級の船が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2009~11年度 収集運搬業
(有機ごみを除く)
産 廃 エ キ ス パ ッ ト
認定番号 1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業
(有機ごみを除く)
産 廃 エ キ ス パ ッ ト
認定番号 1-09-C0012 http://www.aknet.co.jp/ 検索

アリケコウギョウ 検索

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO., LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-6-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 ECO4-J0294

リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築
モーダルシフトでCO₂削減

▲重量トン数1,500トンクラスの船舶が接岸可能な当社桟橋

- 産業廃棄物処分業（コンクリート塊の破碎2,040トン／日）再生碎石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業（保管積替を含む）陸上・海上輸送共可能
- 保管積替（汚泥、燃え殻、鉛さい）
- 積替え（上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
- 汚染土壤の陸上海上輸送

営業品目

日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400 FAX. 03-3790-7401
〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2 http://nichiei-sangyo.jp

ISO14001 2004取得

A MS JAB CHOIS 中間処理業

取集運搬業

東京都廃棄物審議会、第6回計画部会開き廃棄物処理計画改定についての中間のまとめ（案）

平成23年度の東京都予算案に対し当協会が都議会3党に要望 第三者評価制度の定着や適正処理料金の実現への配慮などを

台湾の経済部工業局永続発展組長ら5名が協会を訪問

[女性部だより]
文京学院大学ふじみ野キャンパスで勉強会
以前ご指導の中山准教授ゼミの学生の皆さんと

[青年部だより]
「みんなで参加するCO₂マイナスプロジェクト」研修会

[多摩支部だより]
「(株)リスト」と「エルテックサービス(株)」の両社を視察

共同土木、都内最大級の中間処理施設を江東区新砂に開設
東京駅からおよそ10km圏内に位置し都心部の廃棄物を迅速に処理可能

地球温暖化対策 モズクでがん細胞が死ぬ？ 13

つぶやき 簡易ガスライターの行方は？ 17

産廃相談 ア・ラ・カルト⑥ 22

委員会報告（医療廃棄物委員会、安全衛生推進委員会） 24

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part51 25

新入会員紹介 26

協会の主な今後の日程 27

寄稿・TTT会 手賀沼と波崎のトライアスロン大会に参加 28

よろず相談（法律・積込地における事故の責任は？） 30

お江戸ぶらぶら歩る記 34

事務局だより・編集後記 36

東京都廃棄物審議会、第6回計画部会開き廃棄物処理計画改定についての中間のまとめ（案）

平成22年10月4日(月)10時から正午まで都庁第二本庁舎南側31階特別会議室21において東京都廃棄物審議会の第6回計画部会が開かれ、東京都廃棄物処理計画の改定について「中間のまとめ（案）」を審議した。当日配布された資料のうち「主要施策」と「持続可能な資源利用を目指して」の2項目について抜粋して以下に掲載した。

3 主要施策

主要施策の体系は、現行計画とのつながりや、着実な成果を目に見える形で明らかにするため、現行計画と同様の「3R施策の促進」「適正処理の促進」「静脈ビジネスの発展の促進」の3つの柱立てとする。

(1) 3R施策の促進

ア 発生抑制・リユースの促進

【家庭ごみの有料化】

家庭から排出される一般廃棄物の排出を抑制するためには家庭ごみの有料化が有効な施策の一つである。東京都内においても多摩地域の21市町において家庭ごみの有料化を導入している

(平成21年度末現在)。

東京都は、都全体の共通課題として、既に有料化を導入している市町村の減量効果やリバウンドの有無、戸別収集などの併用施策の取組状況を調査・分析するとともに、導入を検討している区市町村と実施済の区市町村との情報交換の場を設定するなど、積極的に導入の支援をしていくべきである。

【ごみを出さない社会の定着】

リサイクルの取組と比べ、ごみの発生抑制（リデュース）、リユースの取組は進んでいない。この2Rを促進するためには、都民だけでなく、製造事業者やサービス提供事業者の理解や協力を得ることが重要である。

ごみの発生を抑制するためには、都

民が飲食店や宿泊施設にマイボトル、マイ歯ブラシ等の持参、ものを修理して長く使うなど、都民のライフスタイルの見直しを促していく。

製造事業者やサービス提供事業者に対しては製造段階における省資源化・簡素化・軽量化等の推進、リターナブルびんの使用、レジ袋有料化の取組などを促していく。

都は、使い捨て製品をはじめとするごみの削減のために、個人や事業者が取り組み可能な行動メニューとその効果の提示や、事業者による先進的な取組の紹介、自発的な取組が促進するようなインセンティブの検討などをすべきである。

イ リサイクルの促進

【都市鉱山の開発】

天然資源採取量及び最終処分量の削減のためには、分別収集等を促進し、資源としての回収を促進していく必要がある。

例えば、家電リサイクル法の対象外であり、不燃ごみとして埋立処分されている小型家電等に含まれるレアメタルをリサイクルするために、国のモデル事業における経験を活かし、区市町村や事業者と連携し、効率的な回収方法などについて検討を進めるべきである。

また、自動車リサイクル法の対象となっていない電気自動車のモーターやバッテリーなど新たな資源回収について、必要な措置を国に働きかけるべき

である。

現在、回収されておらず、埋立処分されている不燃ごみや粗大ごみのうち、回収・リサイクルが可能な資源がどのくらいあるのか、下水汚泥やし尿に含まれるリンの回収など、新たな資源回収の可能性等について分析・調査し、効率的な回収方法について検討を進めるべきである。

【種類別の取組】

リサイクルの促進にあたっては、ペットボトルを再びペットボトルに戻すリサイクル、建設廃棄物の廃石膏ボードなど、廃棄物の種類に応じた効果的なリサイクル促進策を検討し、対策を講じるべきである。

区市町村における資源ごみが適正に回収し、処理されるよう、資源ごみ抜き取りの状況や古紙回収業者による業界独自の認証制度の活用などの効果的な対策について、区市町村や関係団体等と連携して、対策を強化していくべきである。

【静脈物流の効率化】

静脈物流の効率化・低炭素化を図るため、関係団体等と連携し、現状の分析や課題について調査・整理等を行うべきである。その上で、地域循環圏、広域循環圏それぞれの視点を持った環境負荷の少ない、効率的な静脈物流の構築に向け、取り組んでいくべきである。

【熱回収の高効率化】

循環型社会形成推進地域計画や新たな熱回収施設登録制度等を通じて、熱回収の高効率化を引き続き促進するとともに、生ごみ等の有機性ごみからバイオマスエネルギーとしてメタンガスを回収利用すること等についても検討していくべきである。

また、清掃工場の建て替えの際には、複数自治体が連携して熱回収効率の向上などスケールメリットを活かした施設の高度化等が図られるよう、技術的な助言や指導を積極的に行っていくべきである。

【埋立処分場からのメタンガスの活用】

埋立処分場では、埋立処分されたごみが分解される過程でメタン等のガスが発生する。現在、中央防波堤内側埋立地において、メタンガスを回収し、発電を行っている。内側埋立地と比較し、埋立面積で2.5倍、埋立ごみ量で4倍強の中央防波堤外側埋立処分場から放出しているメタンガスを回収し、発電する事業の計画があるが、これを確実に行っていくべきである。

ウ 3R効果の見える化

【資源投入量の見える化】

資源をとりまく状況について都民、事業者等の理解を得るために、また、資源としての回収を促進するために、製品に対する資源の投入量や関与物質総量（TMR）など必要な指標につい

て調査し、公表していくべきである。

【資源の循環的利用による温室効果ガス削減効果の見える化】

気候変動を回避するためには、温室効果ガスを大幅に削減しなければならない。そのためには、廃棄物部門として、資源の循環的利用により、温室効果ガスの排出削減を進めることが重要である。

循環的利用による温室効果ガスの削減効果については、幾つかの試算が行われているが、今までのところ広く認められた算定ルールはない。

関係業界等との連携を図り、また、国際的な動向を踏まえながら、温室効果ガス削減効果を見える化するための統一的な算定ルールの確立を目指す必要がある。

【廃棄物処理・リサイクルに係る費用の透明化】

区市町村が効率的に廃棄物処理・リサイクルを実施していくためには、廃棄物処理・リサイクルにかかる費用や資源の買い取り価格の公表が欠かせない。

都は廃棄物会計基準等を活用し、統一的な費用の算出方法等について必要な情報提供を行うなど、費用の透明化に向け支援に努めていくべきである。

エ 3Rの取組を支える体制づくり

【グリーン購入の普及啓発の促進】

社会が持続的に発展していくために

は、再生資源を使用するなど、循環の仕組みを整える必要がある。

そのためには、都として公共工事や物品調達において、積極的にグリーン購入に取組み、再生品の利用拡大を図るべきである。また、民間においてもグリーン購入の拡大が図られるよう、普及啓発に努めるべきである。

【環境教育・普及啓発の推進】

3R施策を推進するためには、東京都が様々な施策に取り組むだけでなく、現状や課題、取組状況等について、都民や事業者の理解・協力を得る必要がある。そのためには、広く情報提供し、普及啓発を図る必要がある。

九都県市や区市町村など、関係自治体等と連携を図りながら、効果的な普及啓発の方法について検討するとともに、あらゆる機会を捉えて情報を発信していくべきである。

（2）適正処理の促進

ア 有害廃棄物の適正処理の促進

有害廃棄物を適正に処理するため、排出者による有害廃棄物の安全管理・保管の徹底、分別の徹底を指導していくなければならない。

P C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処理の完了期限が定められているP C B廃棄物の処理を促進していくべきである。特に、

微量P C B廃棄物については、適正処理のための体制整備等を進めていくべきである。

飛散性アスベストは、その適正処理のため、都の処分場での受入れを引き継続していくべきである。

イ 産業廃棄物の適正処理の促進

非飛散性アスベスト、廃石膏ボードについては、分別や適正処理について、建設リサイクル法所管部局との連携や、産廃Gメンの活用等により、周知徹底を図るべきである。

不法投棄の撲滅に向け、不法投棄させないための仕組みづくりを強化すべきである。不法投棄の実態把握に努め、近隣の自治体や関係団体等と連携し、解体現場への立入や元請業者への指導を徹底強化すべきである。

ウ 一般廃棄物の適正処理の促進

エアゾール缶やガスボンベ、ライター等の危険物や在宅医療廃棄物、廃蛍光管・乾電池等の適正処理を促進するとともに、地上デジタル放送完全移行に伴う廃テレビの不法投棄防止などのために、区市町村や近隣自治体、関係団体との連携を密にし、情報共有を図るとともに、適切な対策を講じていくべきである。

エ 廃棄物処理施設の適切な管理運営

今後、東京港内に新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使っていく必要がある。都の埋立処分場に係る環境負荷を最小限に抑え、また、維持管理のための負担を最小限に抑えるために、引き続き努力していかなければならぬ。

廃棄物の最終的な受入れ先である埋立処分場の現状、様々な取組について、廃棄物を排出している都民や事業者に正しく理解される必要がある。都の処分場のみならず、多摩、島しょの埋立処分場等とも連携し、埋立処分場からの情報発信に積極的に取り組むべきである。

区市町村が設置するリサイクル施設については、複数自治体が連携した広域処理により、より効率的な運営ができるよう必要な指導助言を行っていくべきである。

(3) 静脈ビジネスの発展の促進

ア 優良な処理業者が優位に立てる環境づくり

廃棄物が適正に処理されるためには、排出事業者が優良な処理業者・リサイクル業者と処理契約を締結し、静脈ビジネスの発展のための環境づくりをしていく必要がある。

都は排出事業者に対して排出者責任の徹底、適正処理・リサイクルのための必要な適正コストの負担等、意識啓発を図るべきである。

処理業者、リサイクル業者に対しては、処理料金のダンピングの実態、適正処理のために必要なコストの把握等のため、事業者の規模や営業形態、処理・運搬レベルに対応した価格帯等、業界構造・実態の把握に努めるべきである。また、廃棄物処理の透明性を高めるために、廃棄物処理事業者自らが排出事業者や都民に対し積極的に自社の情報を発信するよう働きかけていくべきである。

都は静脈ビジネスの発展のために、廃棄物処理業者、リサイクル業者が、単に廃棄物を処理する受身的な事業者にとどまらず、環境ビジネス基盤を担う専門家として自立できるよう、報告・公表制度や多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、第三者評価制度、再生事業者登録制度等を活用し、排出事業者、処理業者、リサイクル業者それぞれの取組を推進していくべきである。

また、第三者評価制度は、国の優良性評価制度との適合・検証を含め、更新手続きの際の簡略化や手数料の値下げ等、認定制度の内容について検証を行うべきである。

イ スーパーエコタウン事業の推進

都は臨海部において、民間事業者が

主体となり廃棄物処理・リサイクル施設を整備するスーパーエコタウン事業を進めてきた。

稼動に向け準備中の1施設について、円滑な事業計画の推進に努めるとともに、残りの1.5ヘクタールの事業用地についても経済状況等を見極めながら必要なリサイクル施設の誘致をしていくべきである。

円滑な事業運営が推進できるよう必要な調整を行っていくとともに、これらの民間事業者による事業の成果を、先進的な取組事例として、国内外に向けて積極的に情報発信していくべきである。

ウ 共同技術研究の実施

3R施策や適正処理を促進、静脈ビジネスの発展を促進するためには、廃棄物処理技術、リサイクル技術の高度化を促進していく必要がある。

都は、廃棄物処理技術、リサイクル技術の高度化を図るため、大学や産業界、研究機関等と連携し、产学研それぞれの強みを相互に活かした共同技術研究調査等を実施していくべきである。

また、現在、都が保有・蓄積している技術や知識について海外に向け積極的に情報発信するなど、国際協力を推進するべきである。

4 持続可能な資源利用を目指して

気候変動の危機と資源の供給制約が深まる中、今後の都の施策は、従来の最終処分量の削減や廃棄物の適正処理を中心とする廃棄物対策から、天然資源採取量や温室効果ガス排出量の観点も含め、持続可能な資源利用を目指した総合的施策へと発展させていく必要がある。

(1) 持続可能な資源利用のための3つの視点

私たちの経済活動は大量の天然資源の利用に支えられている。その天然資源の多くは輸入に依存している。大量の資源消費に伴い、採掘地では自然破壊などの環境問題が生じるとともに、

生産プロセスなどからは温室効果ガスや多くの廃棄物を発生させている。

私たちの社会が持続し続けるためには、循環型社会のもと、「持続可能な資源利用」を目指していかなければならない。

そのためには、これまで廃棄物の最終処分量を主たる目標に掲げてきた3R施策を発展させ、「天然資源採取量」、「温室効果ガス排出量」及び「廃棄物最終処分量」の3つの削減に統合的に取り組んでいく必要がある。

このため、以下の3つの視点に基づき、今後の廃棄物対策を進めていくべきである。

ア 資源に関する視点

経済活動に利用される資源は、その多くを天然資源として自然界から採取している。

これらの天然資源の採取に関する問題としては、例えば、金属を自然界から採取するのに、数十倍から数百倍の不要な岩石を掘り起こさざるを得ず、採取地やその周辺の自然を破壊したり、排水が地域の環境を汚染している場合もある。

また、天然資源の多くは有限であり、現在の利用のペースを続けていけば、大部分の資源が21世紀中にも不足する。同時に、採取条件が厳しくなっていくため、その採取にかかるコストが著しく高騰していくリスクを伴っている。

今後も新興国の経済成長などにより、資源利用量は更に増加することが見込まれる一方で、資源産出国では資源の囲い込みの動きが見られるなど、資源の制約は一層強まることが予測される。

しかしながら、天然資源採取に伴う環境等への負荷や資源制約に関する情報については、消費の段階において十分に知られていない現状がある。

現在コストが安いからといって天然資源を選択するのではなく、天然資源採取の際の環境に与える負荷や埋蔵量に関する制約を十分に考慮する必要がある。例えば、関与物質総量（TMR）などの新たな指標を加えて再生資源と比較をすることが重要である。

天然資源を利用せずに、再生資源を国内で積極的に回収・利用することにより、大幅な採取時の環境負荷の低減や資源制約の問題の回避に資することができる。

また、再生可能な資源であるバイオマスの有効活用を図ることが必要である。

イ 温室効果ガスの排出に関する視点

温室効果ガスの排出は、2006年には全世界で年間273億トン-CO₂に達している。

近年、その影響による気候変動や海面上昇などの人類の生存を脅かす問題が顕著になってきている。

東京都はこれまで気候変動対策に取り組み、低炭素都市の実現を目指して、我が国初めての大規模事業所に対する温室効果ガスの総量削減義務化の導入など、国に先駆けた政策を精力的に進めできている。

東京に求められるのは、気候変動の危機と資源の供給制約が深まる時代において、エネルギー消費を大幅に削減し、消費せざるを得ないエネルギーは、できるだけ多く再生可能エネルギーによってまかなう、低炭素型の社会へと転換していくことである。

資源利用量が増えれば、各種素材の生産や移動等に伴う温室効果ガスの排出量も増加するおそれがあり、気候変動の危機がますます深刻化していく。

生産・流通過程において、再生資源

を利用するか、天然資源を利用するかで温室効果ガスの排出量も大きく相違してくる。廃棄物処理・資源循環の過程においても、いかに温室効果ガスを削減していくかが重要な課題となっている。

しかしながら、温室効果ガスの削減については、廃棄物の処理過程から発生する場合には定量的な把握は既になされているものの、廃棄物をリサイクルし、資源循環を行った場合の温室効果ガスの定量的な削減効果についての検討や情報の共有は十分なされていない。

例えば、これまで工場などで石炭燃料を利用していた場合、これを再生資源である廃プラスチックや古紙などで生成したRPF（廃棄物固形燃料）に替えることで、温室効果ガス削減につながる。

このような効果を含め、低炭素社会づくりに、資源循環の側面から具体的にどれくらい寄与するかといった情報を明確にすることにより、資源循環の更なる促進が図られるものと考える。

ウ 廃棄物最終処分に関する視点

これまでの廃棄物処理・リサイクル施策では、主に、ひっ迫する埋立処分場の状況を背景とした最終処分量の削減を目標に、「ごみ減量のための3R」を推進してきた。

国土の狭い我が国では、処分場のひっ迫はまだ解決していないことなどからも、引き続き、最終処分量をいかに

削減していくかが大きな課題となる。

今後は、いかにゼロエミッション社会の実現に向けたロードマップを描くか、まだ埋立されている金属や建設廃棄物等のリサイクルの促進、及びこれらの廃棄物のリサイクル技術の開発などの課題がある。

(2) 環境政策全体としての議論に向けて

東京は、人口が集中する巨大消費地であると同時に、世界中から人・物・情報が集まるネットワークの結節点である。

東京で利用される製品等の多くは都外で製造されたものであり、東京で排出された廃棄物等も多くの国内外の各地に運ばれ、再生資源として利用される。

こうしたことから、資源循環に関する施策等を考えるにあたっては、東京のみならず、全国的・世界的な視野を持つべきである。

今後の施策を検討するにあたり、従来の廃棄物対策の枠を超える、資源制約や温室効果ガスの問題などは、引続き議論を深めていかなければならない、中長期的なビジョンを持って取り組むべき課題である。

さらに検討を深めていく必要がある課題、中長期的に取り組むべき課題については、環境政策全体の中で議論するなど、引き続き、関係者等と議論を重ねていくべきである。

平成23年度の東京都予算案に対し当協会が都議会3党に要望 第三者評価制度の定着化や適正処理料金の実現への配慮などを

(社)東京産業廃棄物協会は、平成22年9月7日(火)午後、恒例となっている東京都議会の自由民主党、同公明党および同民主党の3党に対し、各党それぞれ20分程度の時間を予定し、東京都の23年度予算審議に当たって要望した。

要望参加者は、高橋会長、乙顔・赤石両副会長、古川専務理事に加え碩、伊藤、五十嵐、加藤の各常任理事と木村事務局長の計9名であった。

要望内容は①第三者評価制度の定着化、②適正処理料金の実現への配慮、③都の最終処分場の活用、④リサイクル製品の利活用促進、の4点。要望事項の全文次の通り。

要 望 事 項

一 第三者評価制度の定着化について

昨年からスタートした東京都の第三者評価制度は、優良な処理業者が市場で正当な評価や理解を得るために仕組みとして、全国的にも注目されているところである。一方、国においては、平成23年4月から施行予定の改正廃棄物処理法により、優良業者については、更新の許可期間がこれまでの5年を7年とすることができるようとされた。このため、制度改革後の国の制度を凌駕するものでなければ、都独自の制度の定着は困難な状況となった。

そこで、第三者評価制度の定着に向けて、次のとおり要望する。

- ①絶えず制度の検証を行い、更新の場合の手続き、審査項目の簡素化、認定の有効期間など、関係者の声を取り入れた見直しを継続的に行うこと。
- ②特に、申請手数料については、本来の更新許可申請料をはるかに上回るものであり、中小零細処理業者には過酷な負担となっている。是非引下げを行うこと。
- ③制度の定着を図るために、認定処理業者にとって明確なメリットやインセンティブが必要である。排出事業者に対するより強力な働きかけを行うとともに、都(外郭団体を含む)が自ら、業務発注に際し、業者選定において認定処理業者が、優先的に採用されるような方策を講じること。
- ④制度の定着を左右する最大なものは、排出事業者が認定処理業者を選択するメリット、インセンティブの有無である。排出事業者にとってのインセンティブの付与について是非とも取組むこと。

二 適正処理料金の実現への配慮について

産業廃棄物の適正処理の確保のためには、必要なコストを賄うに足りる適正な処理料金の実現が肝要であるが、リーマン・ショック以降の厳しい不況下、業務量が低迷する中で、処理料金の切り下げ圧力が高まりつつあり、不適正処理の横行が強く憂慮されている。

都はこうした状況を踏まえ、廃棄物行政の主管者として、適正処理推進の観点から排出事業者に対し、適正処理が十分に確保できる処理料金の実現に向け、積極的に指導を行うよう要望する。

また、都(外郭団体を含む)が自ら、業務発注に際し、適正処理を担保しうる下限(最低処理料金)を設けるなど、率先した行動をとられるよう要望する。

三 都の最終処分場の活用について

都の最終処分場延命化のため、廃プラスチックの埋立ゼロを実現していくことは重要なことであり、多くの会員が埋立ゼロ協定を締結したところであるが、都の最終処分場を、都が抱えている廃棄物に関する諸問題の解決に活用していくことも必要なことと考える。

都の最終処分場での埋立てが回避された廃プラスチックの一部は、リサイクルができず他県での埋立処分に回らざるを得ない実情があるほか、埋立てを回避するため都内または近郊での中間処理を行う場合、処理コストの上昇が避けられないものとなっており、経費負担の圧力を背景とした不適正処理のリスクの上昇が懸念されるなど、問題が残されている。

他県での埋立てよりは、都内の焼却施設での熱回収や、中間処理施設での徹底的なリサイクルが選択されるよう、都の最終処分場での、政策料金による焼却残渣の受け入れや、リサイクル困難物の受け入れなど、最終処分量削減を進める中で柔軟な対応をとられるよう要望する。

また、石綿含有産業廃棄物など、他県での処理が困難なものについて、当面の措置として都の最終処分場の活用を図るとともに、中間処理施設の誘致について検討されるよう要望する。

四 リサイクル製品の利活用促進について

都は、スーパーエコタウンなどにより廃棄物処理・リサイクル事業の促進を図っているが、回収・精製された成果物が公共工事等で使用されてはじめてリサイクルが成り立つところ、現在、リサイクル製品の利活用は極めて少なく、施設整備の意義が問われている。

リサイクルが成り立つよう、東京都関連の公共工事での積極的な利活用など、効果的な誘導施策の展開を要望する。

台湾の経済部工業局永続発展組長等5名が協会を訪問

平成22年9月2日(木)午前10時に台湾の視察団5人の方（通訳と交流協会の担当者含む）が、(社)東京産業廃棄物協会を訪問、「当協会の概要と東京における産業廃棄物の処理状況等」について、会長及び役員から約2時間にわたって説明を受けるとともに意見交換を行った。



中央・高橋会長の左側が台湾からの来訪者

会談は、当協会の高橋会長から訪問歓迎の挨拶を受けて、台湾の朱 興華組長から訪問目的の説明と会談の席を設定したことへの御礼の挨拶があった。その後、乙顔副会長及び古川専務理事から、「当協会の概要と東京における産業廃棄物の処理状況等」について配布資料に基づいて説明がなされたのち、質問方式による意見交換を行った。意見交換は両国の産業及び廃棄物事情を反映して、下水汚泥など多岐にわたるきめ細かな質問にまで及び、より深い理解と交流が図られた。

最後に、参加者一同による記念撮影を行い、一層の友好を深め合った。

台湾からの訪問メンバー

朱 興華	台灣經濟部工業局永續發展組長
朱 敬平	財團法人中興工程顧問社
林 姿君	財團法人台灣綠色生產力基金會
富岡 明美	財團法人交流協會貿易經濟部（随行者）
星 淑玲	通訳

(社)東京産業廃棄物協会の対応者

高橋 俊美	会長
乙顔 均	副会長
古川 芳久	専務理事
木村 章也	事務局長

地球温暖化対策

モズクでがん細胞が死ぬ？

前回、本稿で遺伝資源の活用と開発が、私たちの生活にも密接にかかわっていることをとりあげた。持続的な生態系の維持・発展を可能とする科学技術を創出し、生物の機能や生態の特徴を高度に活用又は模倣して、環境修復や資源創出、医療、福祉の高度化へつなげるネイチャーテクノロジーの開発は、これからの環境対策の鍵ともいえるだろう。今回は、私たちに身近な生物に関する健康に役立つ発見を紹介する。

(吉本 記)

近年、その機能性が注目されている海藻のモズクは、沖縄で古くから薬膳食として珍重されてきたが、人工的に作ったガン細胞のなかにモズク由来の「フコイダン」（モズクのヌルヌル成分）を入れると、24時間後にはほとんどのガン細胞が死滅することがわかった。これは、フコイダンがガン細胞の自殺遺伝子にスイッチを入れアポトーシス（細胞死）を起こさせたため、と考えられている。ガンを誘発するといわれる「ヘクコバクター・ピロリ菌」の増殖を抑制する効果や、エイズウイルスに対する抑制効果も確認されている。

鶏卵や海藻に含まれる「シアリルオリゴ糖」には抗ガン機能がある。他にもインフルエンザウイルスへの感染を阻害する作用などが確認されている。成人医療食としての利用だけでなく、風邪や下痢の予防、あるいは健脳を目的とした離乳食や菓子としての商品化も期待できる。

私たちが「とろろ」として食べるナガイモには「ジオスゲニン」という成分が含まれており、摂取すると免疫力を高め、筋肉増強ホルモンを増やす効果が知られている。同様に、ナガイモのネバネバ成分である「ムチン」には、

鼻の粘膜を丈夫にし、風邪などの感染症にかかりにくくする効果があることも、古くから知られていた。そして2008年、弘前大学の加藤陽治教授らの研究グループが、このムチンとは異なる、インフルエンザの無害化成分を特定した。さらに、インフルエンザウイルスに対する有効成分が、次世代のアミノ酸源となる貯蔵たんぱく質の一種、「ディオスコリン」と呼ばれる物質であることも突き止めた。

インフルエンザ予防の有効手段であるワクチンの効果には個人差があり、重大な副作用の恐れや死亡例もある。しかし、同種の機能成分を含んでいる可能性があるヤムイモは、世界各地に存在している。弘前大学が発見した、安全で手軽なインフルエンザ予防食品に結実する知的財産は、世界規模の生物多様性ビジネスに発展する可能性を秘めている。

私たちの身近な生物の機能や性質などはその詳細なメカニズムがまだほとんど解明されていない。今後の研究により、さらに未知の健康効果の発見が大いに期待できるのである。

参考：日経ウェブページ、中日新聞ウェブページ

女性部だより

文京学院大学ふじみ野キャンパスで勉強会 —以前ご指導の中山准教授ゼミの学生の皆さんと—

平成22年9月16日(木)午後2時から約3時間にわたり、埼玉県ふじみ野市にある文京学院大学ふじみ野キャンパスにて女性部勉強会を開催しました。今回は講師を招いてではなく、以前勉強会の講師としてお招きした文京学院大学人間学部准教授中山先生のゼミの学生の皆さんと意見交換会という形でディスカッションを行いました。参加者は併せて26名でした。



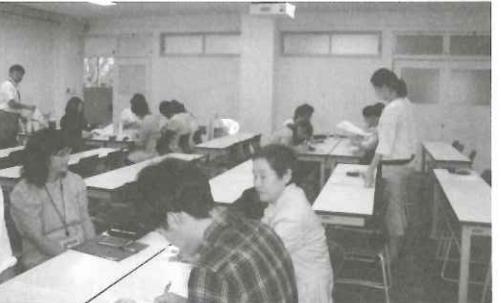
中山人間学部准教授ゼミの学生さん達と共に

第1部は『廃棄物処理業界で働く女性』というテーマで、野村副部長（株）東京クリアセンター）が講演を行いました。「昔一人で会社にて留守番をしていた時に、お客様より、まだ廃棄物の回収に来ていないが、と催促の電話連絡をうけ、自分は運転免許が無かった為にタクシーで廃棄物を回収に行った。」というようなエピソードを織り交ぜながらお話をされ、最後に「中途入社で経理として入社したはずが、収集運搬と営業以外は全て経験させて頂いた。全てを経験させてくれた上司、会社があつてこそ今の自分がいる。廃棄物をやっていてよかったと思える会社

にしていかなければと思っている。」と語り、講演を閉めました。

引き続き、部員の平原さん（山下産業株）、松下さん（有明興業株）、森さん（高俊興業株）が、各企業の紹介と『産業廃棄物とは？』についての説明を行いました。

その後、グループに分かれ、別室にて『廃棄物業界に対するイメージ』、『将来の廃棄物処理業界のあり方』というテーマでグループディスカッションに入り、各グループの代表者がその結果について発表を行いました。業界というより、廃棄物のイメージは、やはり暗い、汚い、臭いというマイナスイ



グループに分けたディスカッション

メージを持っている学生さんがほとんどでしたが、「女性部の皆さんのお話を伺い、ゴミをゴミと思わず商品と思っていかないと明るい地球はない…。」などの意見も多数上がりました。

第2部は学生の皆さんによるゼミの活動報告ということで、5つのグループの発表を伺いました。ゼミの皆さんには夏休みを利用して、日本各地、海外各地に行き、その目でいろんなを見て、体験してくるという事です。

1つめのグループは、キャンドルナイトへのイベント参加についてでした。地元の商工会やNPO団体と一緒にになり上福岡駅前広場にてキャンドルナイトのイベントを行ったそうです。

2つめのグループからは、夏休みを利用してフィリピンにステイしたときの報告がありました。実際に現地に行



学生さんの活動状況発表風景

き、現地の食べ物を食べて、現地の家族と交流を持ち、フィリピンの人とのつながりや家族の温かさを体験したそうです。また、有名なゴミの山を見る機会があり複雑な気持ちになったそうです。

3つめは幼児向け環境教室での活動報告でした。自然と触れ合いながら自然とうまく付き合っていく事や、生物多様性についてや食物連鎖についてなど学ぶそうです。

4つめは『ウミガメとの出会い』という内容で、実際に屋久島にウミガメの産卵を見に行ったグループからの報告でした。屋久島では絶滅危惧種のウミガメの産卵が行われているのですが、人が捨てたごみや釣り針などが砂浜に上がり、産卵に来る亀の数が減ってきているそうです。

最後のグループの報告は、同じ屋久島の廃棄物の現状についてでした。屋久島には現在も廃プラスチック類の廃棄物が野積されているそうです。廃棄物は宮崎県に運び処理をしたのですが、3万円/tの運搬費がかかり7,000tは処理されました。あまりに高額な為、経済上中止されたそうです。

今回この様な機会があり学生の皆さんと交流が持てたことは、とても新鮮で新しい発見があったような気がします。これから廃棄物業界にも若い女性が増え色々なアイディアが生まれると、もっともっとイメージが変わっていくと思いました。

（株）ユーワ 温井貴子 記）

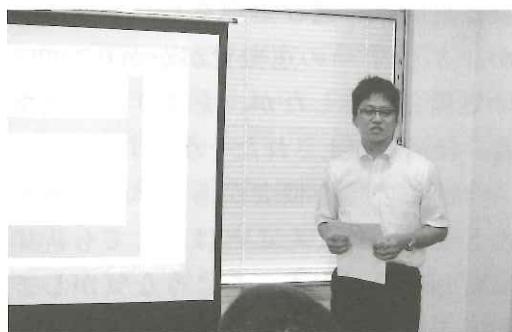
青年部だより

「みんなで参加するCO₂マイナスプロジェクト」研修会

今年11月23日に横浜の地で開催される青年部協議会全国大会の目玉「CO₂マイナスプロジェクト」を成功させる為、この1年間各社それぞれがCO₂削減に取り組んできた事例を発表する期限が近づいてきた。（9月30日締め切り）そこで最終確認の意味を含めた研修会が9月10日（金）協会会議室にて行われた。

いよいよ各社発表（登録）の期日が近づき、集まった部会員30数名の方々の顔色が緊張しているように窺えた。（特に私がそうです。）

マイナスプロジェクトホームページより、優良取り組み部門・エコアイデア部門・生活部門・共同削減部門から1つ又は複数選択し、取り組み用フォームに入力・送信するといった作業だが、今一度わかりやすく事例を交えながらの進行となつた。



取り組み事例の発表風景

まず、青年部幹部各人の取り組み事例を発表。「工場内の機器の使用頻度を必要最小限を抑える」「無駄な走行ルートを見直す等、効率化を図った」「デジ

タコの導入・エコドライブの徹底」「バルコニーの緑化」「ハイブリッドカーの導入」等々、また「デジタコを導入したことにより事故が10分の1に減少した」と直接CO₂削減には結び付かないものの興味深く参考になる報告もあった。
こういった取り組みを行った結果、800tや900t削減に成功したとの報告も…。

各社からの事例を聞くと自社が取り組んできた事が小さく感じられ、とても皆様に公表できるものではないと思った、ただ「この〔マイナスプロジェクト〕は削減量を競い合うものではなく、各社それに合った方法で部門の選択をして下さい。」という協会加藤常任理事の言葉に胸を撫で下ろし、取り組む事が大事なんだと再確認することができた。最後に都清掃㈱の吉野さんの事例をこの場で取り組み用フォームに入力し、その入力方法を参加した部会員全員で学び、送信ボタンを押し研修会は終了した。

(株)環境テコム 渡辺篤 記



つ・ぶ・や・き 簡易ガスライターの行方は? —たばこ販売事業者の製造者責任—

1. はじめに

世間の喫煙者にとって簡易ガスライター（いわゆる100円ガスライター）は重宝なものである。このライターには、便利さと併せて処理困難等の功罪が含まれる。功としては、喫煙者には必需品であり、タバコ屋、コンビニで気軽に入手できる。時にはワンカートンにライター付きで販売される。

罪は多々ある。幼児がいたずらで使用して火事の原因を作ったり、清掃車の車両火災の要因であったりする。

2. 簡易ガスライターの問題点は何か？

簡易ガスライターは便利すぎる利点が逆に厄介な欠点となる。喫煙者はポケットに常時保持したり、使い切っていない数十個のガスライターを職場、家庭等にため込んでいる実態がある。

喫煙者が思い切って禁煙を決断すると、ガスが残留する大量のガスライターの処分に困惑する。都内では、危険物として収集する区又は市もあるが、排出禁止物に指定される場合が多い。廃棄されるガスライターのうちで約6割はまだ点火するとの統計がある。

そのため「可燃物」に誤って混入されると、時として清掃車が煙を出しながら疾走するカチカチ山の再演となる。

3. 排出者責任は誰が負うべきか

基本的には、喫煙者個人となるが、これが家庭生活から不用物として排出

される場合には、法解釈では一般廃棄物となり、処理責任が区市となる。

その結果、区市は「適正に処理しなければならない」立場に追い込まれる。

しかしながらガスライターの用途はガスコンロの点火などの一部の着火目的もあるが、その90%以上は喫煙者が喫煙のために使用している。

ガスライターはたばこの喫煙に付随して発生する廃棄物である。帰結としてたばこの販売事業者が拡大生産者責任の一環として、たばこに密接関連のガスライターにも処理責任を負う方向が社会的に要請されても良いと思う。

4. 簡易ガスライターの処理の在り方

たばこの販売価格が10月からの値上げとなる。値上がり契機となり喫煙者が禁煙を決意する場合が多い。値上げにあわせガスライターの回収システムを構築し確立していただきたいもの。

例えば、たばこ自動販売機の脇に回収ボックスを設置するなどの方法も一つのアイデアとして提案したい。

たばこ販売事業者は国内でも有数の大企業である。大企業の社会的責任と社会還元のためにも、ガスライターを回収処理する場合に、ガスは大気放出でなく回収再生など環境に配慮した資源化施設の建設もご検討いただきたいもの。

(輪廻子)



「(株)リスト」と「エルテックサービス(株)

の両社を視察

平成22年9月3日(金)～4日(土)に行われた多摩支部の見学会・懇親会に参加させて頂きました。見学先は、東京都国立市の(株)リストと山梨県笛吹市のエルテックサービス(株)で、両社とも焼却処理がメインの工場です。



(株)リストの事務所前で

初めに行った(株)リストでは、エレベーターで屋上に上がり、風力発電の設備や屋上緑化を見ました。環境問題が大きな注目をあびる時代のなか、真面目に取り組んでいて同じ多摩地域の施設としてとても誇らしげでした。

炉本体も清掃メンテナンスが行きどいていて、気持ちよく見学できました。しかし、特別管理産業廃棄物など数多く取り扱っている上、当日も猛暑で保管庫付近は多少の臭いもしましたが、さすがは産業廃棄物の集いで皆さん「暑い」以外の愚痴はこぼさず真剣に見学をしていました。私もまだ産業廃棄物業界には足先を入れただけなので、諸先輩方を見習ってがんばってい

こうと思ったところです。

最後に、会議室でいろいろと話を聞かせていただきましたが、この炉は日本に3機しかない型でメーカーも倒産、メンテは全て自社で行っているそうです。現場の方もとても大変そうでした。

次はエルテックサービス(株)です。移動中の車内ではおいしいお弁当を食べながら親睦を深め、バスに揺られて1時間半。バスを降りた瞬間、猛暑を思い出しました。

会議室で施設の説明を受けた後、早速現場見学。ここは屋外施設で風通しは良いのですが、施設のすぐそばまで立ち入ることができ、この猛暑と焼却炉の熱でさらに温度上昇。(株)リストも

みんなで使おう!
再生紙



エルテックサービス(株)において

そうですが、現場の方は本当に大変そうでした。

そして、工場の隣でこの焼却炉の廃熱を利用して、ハウス内で胡蝶蘭の栽培をしていました。ハウス内の配管にお湯を通して温度調整等をするそうです。今は外が暑いのでハウス内は涼しく、ここでの見学時間が随分長かったように感じたのは気のせいでしょうか。リサイクルといつても色々な形があります。固定観念ではなく、常に新しい発想で取り組まなければこの先産業界に未来はありません。

現在100年に一度の不景気の中、どの業者も四苦八苦しています。特にエルテックサービス(株)に保管してある焼却物の中には、焼却しにくそうなものも見受けられました。やはり、どこの会社もそうですが荷物集めには苦労しているようです。

見学終了後は「石和名湯館・糸柳」の名湯に癒され、懇親会を行いました。同業者なので同じ悩みや課題等もありましたが、今後に向けての取り組み方や姿勢もそれぞれの会社のトップの方々から話を聞いて、とても勉強にな

りました。

私も焼却施設技術管理者の資格を持っていますが、廃棄物プラントの中でも焼却炉は最もメンテナンスが重要な施設だと思います。その点では、今回見学させていただいた両社とも、定期改修工事や清掃など先手の取り組みで維持経費を最小限に抑える努力を感じました。外見もきれいで何年も使用しているように見えませんでした。

私も自社のプラント（破碎機、圧縮梱包機）の維持管理に努め、少しでも長く大事に利用していきたいと感じました。どんな物でも1つのものを長く使うことが環境問題に直結すると思います。家電製品に携帯電話、それに車等次々に新商品が出ますが、買い換える度に廃棄するのはリサイクルしたとしてもそれは所詮廃棄処分なのです。一番のリサイクルは1つのものを大事に長くに使うことなのかもしれません。

そう思いながら、今日もペットボトルのお茶を飲んでいます。水筒を持ち歩きましょう。

(株)日動エコプラント 浜中 大輔 記)

共同土木が都内最大級の中間処理施設を江東区新砂に開設 東京駅からおよそ10km圏内に位置し都心部の廃棄物を迅速に処理可能

江東区にある工業地帯の一角に産業廃棄物処理業者の株式会社共同土木の東京工場が新設された。同社は埼玉県春日部市と千葉県千葉市若葉区に中間処理工場を擁するが、運搬車両のCO₂削減、首都圏からの廃棄物をすみやかに搬入することを目的として設立された。また、9月27日より本格稼動しており、興味のある企業は、是非積極的にお立ち寄り頂きたい。



東京工場の外観

入り口にはカメラが縦に3台並んでおり、これは搬入車両のナンバーを自動に読み取るカメラで、顧客の要望があれば、インターネット上で、搬入車両の情報をチェックできること。最新鋭のシステムを導入し、顧客の満足度に繋げる戦略を立てている。前面道路からぱっと見て、屋内処理施設かとおもいきや、工場敷地内の奥には屋外処理設備があり、どの設備もメンテナンスしたばかりで、真緑に塗られている。工場内なのに緑が眩しく不思議な感じがする。ふと屋内施設を覗き込むと、なにやら大きな設備が屋内に組み込まれている。これは太洋マシナリ一株社製の混合廃棄物の残渣から細かい土砂を分離する『ハイバウンドスクリーン』とハイバウンドスクリーンから土砂を除いた残渣物を効率的に分離する『スーパーフィニッシャーMARK III』だ。コンクリートの枠組みヤードの上に設置されており、とても大きな設備とみてとれる。内部からその設備の上部を行ったが、写真で納まりきれない大きさであり、工場の一角に複雑に組み込まれている。なお、ハイバウンドスクリーンとスーパーフィニッシャーの性能を合わせて、昨今取りざた

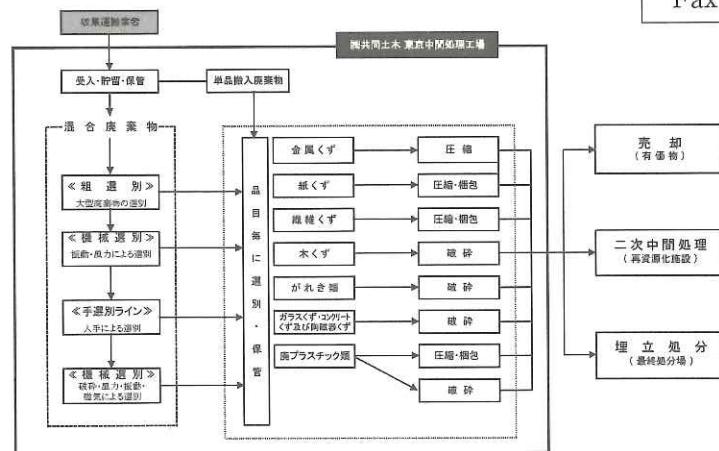
されている混合廃棄物の残渣を効率的に分離が可能だ。残渣物という細かいレベルでも、この設備により、篩下土砂、重量物(コンガラ類)、軽量物(プラスチック・紙)と分別できる。しかも、この二機は最近のエコブームにのっとり、稼動におけるランニングコスト、機器の排出するエネルギーを節約する設計となっている。また、メンテナンスが簡易に行われるようで、管理者も容易に使用できる。

屋内外に同じ施設を設置し、処理能力を少しでも上げる工夫が感じられる。また、工場内の入口付近には、工場見学者用の設備の説明などがかわりや



社内説明資料

処理工程



すく展示されており、いつでも見学者を迎える体制になっている。工場入り口の照明はLED電球を採用しており、廃棄物の工場らしからぬ清潔感があって明るい感じだ。工場内外にも環境面を配慮してLED電球を取り入れている。

工場内部から、内部処理設備の見学ができるように、内窓から屋内施設の処理の様子を見ることができる。さらに奥へと進んでいくと、大きな手選別レーンが所狭しと3つ並んでいる。

話を聞くと実質稼動するのは2つで1つは予備のためにあるとのこと。都内での廃棄物の集積場所として、今後、大量の廃棄物の搬入が見込まれる為の準備は万端だ。

共同土木では社長自ら“お客様第一主義”をかけ、サービス業に徹底する指標を立てている。工場の体制としても24時間受け入れ可能で、いつでも顧客の要望に応えられるように、全社で職務を全うする。

東京工場連絡先：
江東区新砂3-11-31
Tel 03-5635-2016
Fax 03-5635-2017

産廃相談 ア・ラ・カルト⑥

質問相談 1

- ①相談者：収集運搬業（保管積替無し）
- ②相談案件：変更許可申請
- ③相談内容：収集運搬業の業区分を拡大し、「保管積替え有り」とする場合の認定講習会修了証の取り扱い。

=回 答=

現在の許可証が有効期限内であれば、現許可証の申請時に添付した講習会修了証の写しを貼付すれば良い。ただし許可権者の都県市によっては扱いが異なる場合があるので確認をすること。

質問相談 2

- ①相談者：建設業
- ②相談案件：アスベストの適正処理
- ③相談内容：建物解体時に石綿含有産廃が発生する。管理体制と処理方法に関する資料を紹介して欲しい。

=回 答=

- ・目で見るアスベスト建材（第2版）
(国土交通省のHPにて検索可能)
- ・建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い
(建設副産物リサイクル広報推進会議がパンフレット発行)
- ・石綿等使用建築物等解体等業務の特別教育
(社)住宅生産団体連合会
- ・各都県の産廃適正処理の手引き、又はHPにて処理指針等を公開中

質問相談 3

- ①相談者：東京都発注工事受注会社
- ②相談案件：竣工検査時の廃棄物処理法上のチェック項目
- ③相談内容：中間処理後の二次処分先許可証、同委託契約書、及び最終処分の現場確認の証明書類は必要か？

=回 答=

御社は、マニフェスト伝票E票により中間処理後の物の最終処分（再生を含む。以下同じ）を確認する義務があります。その為には、最終処分までの収集・運搬業者及び最終処分業者の許可内容の確認のため、各々の許可証が必要になります。中間処理業者と最終処分業者との各委託契約書についてもその全ての写しを前もって準備されることをお勧めいたします。

なお、最終処分の現場確認の証明は中間処理業者が行っている現場調査報告書があればその写しを用意すること。

質問相談 4

- ①相談者：不動産管理を行う元請工事会社
- ②相談案件：マンション改修工事に伴う産業廃棄物の運搬および一時保管
- ③相談内容：改修工事にて元請の管理する資材置き場・一時保管場所まで産廃を下請け工事業者が収集・運搬することは認められるか？

=回 答=

元請の管理する資材置き場・保管場所への運搬についても、原則は産廃の収集運搬業の許可が必要である。但し、工事現場近接の資材置き場・保管場所に一時仮置きする場合は、元請けの管理と承認のもとに下請け工事業者が運搬することが運用上容認されている。

なお、資材置き場・保管場所では保管基準を遵守するとともに元請が管理責任を持つ事が条件となる。

質問相談 5

- ①相談者：葬儀業者
- ②相談案件：遺体に薬剤を注入する際に発生する血液などの処理
- ③相談内容：遺体保存用に防腐剤のホルマリンを遺体に注入し、血液を抜く作業を行った際の血液および血液付着の下着類の処理方法。

=回 答=

遺体の防腐処理行為は医療行為ではないが、血液および血液付着の下着類については感染性廃棄物に準じた扱いで処理することが望ましい。

なお、それらの回収物の保管場所についても感染性廃棄物と同様に厳重な管理が望ましい。

質問相談 6

- ①相談者：弁護士
- ②相談案件：ドラム缶の爆発事件
- ③相談内容：産業廃棄物として引き取ったクローズド・ドラム缶の蓋をバーナーにて溶断する際に爆発し、作業者が死亡した。

廃棄物処理法の原則の処理手順、及び事故防止のため注意事項などを示して欲しい。

=回 答=

- ①爆発原因はドラム缶に残留又は付着していた発火性の強い液体が気化し、それに火花が触れたと推測。
- ②当該廃油は特別管理産廃物に該当。
- ③可燃性廃油が残留するドラム缶を処理委託する場合、委託契約書又は廃棄物情報シートにて通知必要。
- ④マニフェスト伝票の有害物質欄又は備考欄に発火性の記載必要。
- ⑤ドラム缶本体にも、火気厳重注意などの標示が必要である。
- ⑥以上が遵守されない場合には、委託基準違反を問われるおそれがある。

【訂正事項】

- 第240号（8月号） 16頁
「産廃相談ア・ラ・カルト④」
質問相談3 =回 答=
×「他社に運搬作業を委託する場合も」
⇒○「他社の車両を雇い上げる場合は」

毎月掲載しているア・ラ・カルトは当協会に実際に質問、相談があったものの中から選んで掲載しております。

行政書士／賛助会員 北村 亨
(東京産廃協会 専任相談員)

注：本稿では相談事例を掲載していますが、実務に於いては行政機関に必ずご照会下さい。



医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成22年9月14日(火)15時より9名の委員によって開催された。報告・決定事項は以下のとおりである。

- ・放置駐車違反対象除外への要望について、警視庁警視総監宛てに提出する事に決まった。
- ・9月13日に開催された、東京都医師会医療廃棄物適正処理推進協議会に五十嵐委員長と古川専務理事が出席し、ICタグ、電子マニフェスト加入無料キャンペーン、医療廃棄物適正処理研修会などについて話があった旨の報告があった。
- ・研修グループ報告として、10月28日(木)協会会議室にて会員の感染性許可取得業者向けに研修会の開催と、平成23年2月16日(水)都民ホールにて恒例の医療廃棄物処理従事者研修会を開催する事が決まった。医療廃棄物処理従事者研修会については、内容を見直す予定。
- ・企画グループより、11月予定の施設見学会について計画策定中で、次回の委員会までに決定するとの報告があった。
- ・次回の委員会は10月18日(月)15時より開催。

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成22年9月22日(木)16時より7人の委員によって開催された。

まず、今回より有明興業(株)の柏木氏が新委員として承認された。次に、事務局より安全衛生研修会に関する報告がなされた。10月25日(月)14時より神田(グリーンホール)にて『廃棄物処理業における労働災害防止対策について』をテーマとし、約2時間半の講義を実施することとなった。また、委員は13時に研修会場へ集合し、受付や会場整備、受講証明書渡し等、事務作業を手伝う当日の役割について確認した。

以前より検討していた安全衛生に関する表彰制度については、案として理事会へ提出することとなった。また、安全に関するポスターについても、予算等を検討する必要がある為、事務局に予算計上を求める事を決定した。

なお、次回委員会は10月25日(月)研修会終了後に開催することとなった。

身边な「ヒヤリ・ハット」事例 Part51

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	現場で	収集を終えて、帰ろうとした時	出口手前の急坂途中にある停止線で一時停止をし、発進しようとしたらエンストした。ブレーキを踏んだがエンストしている為に作動せず、慌ててサイドブレーキを引いたが、1m近く下がってしまった。	一時停止した急坂に関わらず、2速ギアで発進した為にエンストしたと思われる。今後は、必ず1速ギアで発進する。また、これは一般道路でも起こり得ることであり、エンストした際はブレーキが作動しないという事を、必ず念頭に置かなければならぬ。
2	一般道路で	パッカー車を50km位で走行中	前を走行中のタクシーが、横断歩道の手前で客を乗せる為に急停車した。自車も慌てて急ブレーキを掛け衝突を避けたが、ヒヤリとした。	タクシーなどの後ろを走行する場合は、車間距離を気持ち多めにとるよう心掛ける。
3	工場内で	破袋機のメンテナンス中	脚立を使い高く上る途中で、脚立のストッパーが外れて転落した。幸い落ちた場所が良かった為、怪我はなかった。	点検用のハシゴを取り付けた。脚立等の道具の点検はしっかりと行う。
4	現場で	廃棄物の回収が終わり、現場を出ようとした時	ガードマンの誘導により右折をしようとしたら、左方向からの車両に気付かず、接触しそうになった。	ガードマンの誘導に頼らず、自分の目で確認を行い、視界の悪いところもあるので、十分に注意を払う。
5	一般道路で	信号のない交差点を左折しようとした時	一時停止をして、左右の安全確認を行い、巻き込みを確認後、もう一度右側の確認をしてから左折しようとしたら、左側後方から自転車が猛スピードで自車の脇を通過した。	信号のない交差点などでは、安全確認を何度も行い、死角から来る自転車や歩行者に十分注意して、ゆっくりと通過する。
6	工場内で	機械周辺の清掃中	頭上に危険と思われる箇所があるので、ヘルメットを着用せずに作業を行った為、危うく頭部を怪我するところだった。	危険と思われる場所では、ヘルメットの着用を義務付け、常に安全作業に努める。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

◎新入会員紹介◎

(有)シャイニング

代表取締役 高橋マハムッドシャーヒッド

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

〒303-0042 茨城県常総市坂手町字貝置3603

☎0297 (27) 6502

(株)山電計測

代表取締役 山村 哲三

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

〒183-0034 東京都府中市住吉町3-26-1 サンピアビル

☎042 (365) 4948

(株)カワサキ商会

代表取締役 川嶋 里絵

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

〒272-0135 千葉県市川市日之出21-1-643

☎047 (369) 6126

東京いすゞ自動車(株)

代表取締役社長 成松 幸男

賛助会員・自動車販売

〒104-0045 東京都中央区築地5-4-18 汐留イーストサイドビル7階

☎03 (3248) 3861

～協会の主な今後の日程～

(平成22年10月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
10	1	金	都：第1回アスベスト成形板適正処理推進説明会 14:00～ 平成22年度国内処理施設見学研修会	東京都公文書館6階講堂 島根県
	2	土	↓	
	4	月	東京都廃棄物審議会 計画部会（第6回） 10:00～12:00	
	5	火	都：第2回アスベスト成形板適正処理推進説明会 14:00～	東京都公文書館6階講堂
	6	水	建設廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	8	金	青年部 幹事会 15:00～ 全産廃連：第17回正会員事業研修 13:30～	協会会議室 泉ガーデンコンファレンスセンター
	13	水	広報委員会 10:00～ 青年部 関東ブロック幹事会 15:00～	協会会議室 協会会議室
	16	土	女性部「2010年環境フェスタくにたち」出展	
	18	月	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	22	金	収集運搬委員会 施設見学会	宮城県
11	23	土	↓	
	25	月	<会員対象> 平成22年度第2回 安全衛生研修会 14:00～ (安全衛生研修会終了後) 安全衛生推進委員会	グリーンホール（神田） △
	26	火	総務委員会 14:00～／常任理事会 15:00～	協会会議室
	28	木	医療廃棄物委員会 <協会会員感染性許可取得業者対象>医療廃棄物勉強会 15:00～	協会会議室
	1	月	東京都廃棄物審議会 15:00～	都庁第二本庁舎31階21
	4	木	建設廃棄物委員会 施設見学会	神奈川県
	5	金	常任理事会 13:30～／第282回理事会 14:30～	協会会議室
	8	月	全産廃連：安全衛生促進研修会 10:30～17:00	アジュール竹芝
	9	火	全産廃連：意見交換会12:00～／第138回理事会13:30～	全産廃連会議室
	10	水	第45回関東地域協議会 会長会議 12:00～／協議会 14:00～／懇親会 17:00～	栃木県
	17	水	第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」 全国大会 13:30～17:30／交流会 18:00～20:00	富山県
	23	火	全産廃連：青年部協議会 第7回全国大会 13:00～	横浜市
	24	水	都共催：平成22年度第3回産業廃棄物処理業者講習会 13:30～	都議会議事堂都民ホール
	25	木	協会役員と新入会員との懇談会 11:00～／常任理事会	協会会議室

寄稿・TTT会

手賀沼と波崎のトライアスロン大会に参加

猛暑の手賀沼トライアスロン大会

あれは暑い8月の22日の……、あ~思い出したくなかった出来事でした。そう、あの猛暑の中の手賀沼トライアスロン大会。

普段どおりに栄和清運の山田さんと我孫子市役所駐車場に向けて出発し、現地で都清掃の吉野さんとおちあうことになっていた。現地到着した途端、「嫌~な予感」が、それが起こってしまった。

3人で受付し、バイク等を所定の場所に移動、着替えを始めた。着替えてるそばから汗が噴き出してくる。気温が30度、水温も27度。ウェットスーツを着るとサウナ状態。

でも、出るからには最善を尽くさねば……。

スイムのウォームアップの時間になり手賀沼に入水、以前より浄化されたとはいえる鼻につくニオイ、足にビッシリまとわりつく藻、藻、藻。1周回折り返しのために750M先にあるブイも遠くて見えない。

スイムがスタート、いつもと違う周回方法、泳いでも泳いでも終わりが見えない、長く感じた。そしてスイムフィニッシュ。顔面蒼白だったのか、係の方が「大丈夫ですか」とよってきた、

自分では「大丈夫です」と言ったものの・・・。

バイクに移り手賀沼沿いのコースを疾風の如く走るつもりが、力が入らない、スイムスタート前に水をがぶ飲みしたが足らなかったらしい、あれが脱水症状だったとは・・・抜くより抜かれるほうが多い。喉が渴く、水、水、そしてボトルの水が底をつきボ~としてきた。ようやくバイクのフィニッシュ。鎧を着ているようなぎこちない動きだった。そして最後の締め、ランだ！ランスタート地点に給水所があり思いっきり水をかぶり又飲んだ、それがアダになるとは思いもよらなかった。炎天下のためか、かぶった水がすぐ乾いてしまい逆に体温を上げる結果になってしまった。自分との戦い。「いま辞めれば楽になれる」いや「いま逃げたら」と頭の中で押し問答しながら走っていた。そしてフィニッシュ。タイムボードを見てみると悪夢の時間が表示されていた。「やっちゃった。」そして、気を抜いた瞬間めまいが……。

医務室にて酸素と氷と水で応急処置し仮眠、初めての経験、どれほどたったかわからないが、楽になったので皆のいるところへ帰った。振り返ってみると、景色というより辛かったという印象ばかりだ。やはり、何事にも入念な

準備が必要だということを痛感したレースだった。暑い中、絶えず声援をくれた沿道の観衆に感謝。キンキンに冷えた‘ビール’美味かった～。

(TTT会 鈴木)



手賀沼トライアスロンで走る鈴木さん

神栖市第24回波崎トライアスロン大会



波崎のトライアスロン親子でフィニッシュの山田さん

9月12日(日)茨城県神栖市で行われたトライアスロン大会へ、栄和清運の山田が参加しました。この大会は朝早いスタートとなるため、一緒にレースに参加する鈴木運輸の鈴木さんと共に、前日に会場近くのホテルで1泊し、レ

ースに臨むことにしました。現地到着後、ホテル近くの居酒屋で鈴木さんとお約束？の乾杯。軽く一杯のつもりが、気付いた頃にはジョッキが多数…。ほろ酔いを超えておりました。酔った勢いもあり、お互いに目標タイムを設定し、レースに臨む事にしました。飲み過ぎた事を反省しつつ、就寝。

当日は朝から快晴となり、気温も約30℃くらいまで上昇し、厳しい残暑の中での大会となりました。過去にも、この大会へは参加していることから、ある程度コースの“癖”は把握しているつもりでいたのですが、当日は風が強く吹いていたことや水温が高いこともあり結構、苦戦を虐げられました。スイムとバイクで思った以上の体力を消耗し、ランでは思うように脚が動かず、気力との勝負になり、今までにないくらい辛い“ラン”となりました。結果、鈴木さんも私も目標タイムを切る事は出来ませんでしたが、無事に完走する事が出来ました。

神栖市を離れ、帰りの道中にある回転すし屋で、応援に来てくれた皆さん“お疲れ様”的に乾杯。鈴木さんと今日のレースの反省会をしながら、来年も参加することを誓いました。

(TTT会 山田)



波崎のラン気力で走った山田さん

ようこそ相談



弁護士
芝 田 稔 秋

法律相談

積込地における事故の責任は？

積込地における積込作業での事故の責任は、排出事業者にあるか、収集運搬業者にあるか

【事実関係】

A社は、倒産したX社（工場経営）から、X社が持っていた工場敷地500坪を買ったが、なにもしないで空き地としていた。

3年も経ったところで、これから整地して建物を建てるうことになり、敷地に野ざらしに置いてあったX社時代の工場廃液入のドラム缶3本と一斗缶10個の収集運搬と処分（焼却処分）をB社に委託した。

このドラム缶や一斗缶は、X社が倒産当時に放置して退去したもので、A社はドラム缶や一斗缶に入っている廃液がどんなものか、全然、わからないということで、B社に収集運搬と処分が委託された。

そこで、B社の社員2名が派遣され、A社の空き地にドラム缶や一斗缶を引取りに行つた。

以上のような事実関係において、X社、A社、B社、A社の社員、B社の社員、Y（通行人）との法律関係について、お尋ねします。

問1 A社とB社との法律関係はどういう関係ですか

答 A社とB社との法律関係は、請負契約（民法632条）に当たる。

すなわち、現に敷地の中にあるドラム缶と一斗缶と、その中にある工場廃液を運搬して焼却処分するという仕事の完成を注文し、それに対して報酬を支払うことの契約であるからである。

ちなみに、1年単位で、将来にわたって、工場廃液の収集運搬と焼却処分を委託する契約を結べば、正確には「準委任契約」（民法656条）である。

問2 積込作業は、A社（委託者）の責任ですか、それともB社（処理業者）の責任ですか。

答 (1) 積込作業の責任が誰にあるかを答えるためには、積込作業はA社自身がするのか、B社がするのかについて契約がどうなされたか、その契約条項による。

(2) もし誰が積込作業をするかについて、契約書に明記されていない場合は、通常、積込作業は収集運搬業者（B社）がするという意思表示がなされ、合意されたものと解されるので、積込作業の事故の責任は収集運搬業者にあることになる。

多くの収集運搬の契約書では、積込み作業から運搬・積降ろしまで収集運搬業者が行うと書いてある。

(3) それに、A社はこの空地には3年前から不在であり、社員が一人、作業に立ち会いに来たにすぎないから、A社が積み込み作業をするという契約を結ぶことはないと思われる所以、積込作業はB社がするという契約が結ばれたと考える。従ってB社に責任があることになる。

問3 このドラム缶の爆発事故の責任は、A社（委託者）にあるのですか、それともB社（処理業者）にありますか。

答 上記の回答のとおり、B社に責任がある。

この質問は、問2と似たような質問であるが、何処が違うかといふと、問2は、「積込作業の仕方の責任」は誰にあるかという問題、この問3は、「廃液の成分による事故の責任」の問題である。

B社は処理業を営む専門家だから、廃液がどういう成分のものか、性状はどうか、混合したらどうなるのか、爆発しないか、安全かなど、事前に調査する責任があるからである。

問4 廃棄物処理法のもとでは、A社に責任があるのではないのでしょうか。

なぜかといいますと、廃棄物処理法12条4項には、排出事業者は、処理を委託するに当っては、政令で定める基準（委託基準）に従わなければならぬとあり、政令第6条の2で「契約書を作成すること」とされ、「契約書には環境省令で定める事項を盛り込まなければならない」とされています。

そして、環境省令では、契約書に盛り込む事項として、「適正な処理のために必要な情報」として、①当該産業廃棄物の性状及び荷姿、②他の産業廃棄物と混合した場合などに生ずる支障（たとえば、爆発するなどの危険性）などを明らかにすること、③その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項などがあります。

A社はこういう適正処理をするのに必要な情報をB社に全然明示しなかったので、A社に責任があるのではないでしょうか。B社には責任はないのではありませんか。

答 たしかに、上記の規定によると、形式的には、A社に責任がありそうに解される。

しかし、A社は処理法第12条第4項で責任を課される排出事業者には当たら

ないのだ。

ここで、本条の責任を課すべき責任ある真の排出事業者はX社である。

しかしX社は既に倒産して3年前からここには不在で、B社に収集運搬や処分を委託した本人ではないから、本件事故の責任を問うことはできない。

X社を引き出して、責任を問う（被害者に損害賠償をせよと要求する）ことはできない。

そもそも、排出事業者が適正処理のための情報を提供する処理法上の責任（民法上の責任とは異なる）を問う根拠は、「排出事業者は自ら製品を製造したことによって、必然的に生ずる工場廃液等の成分や性状等を最もよく知っているはずだ」という前提があるからである。また、「排出者の汚染者負担の原則（PPPの原則）」も想起されたい。

ところが本件の場合のA社は、このような排出者責任を負うべき前提的立場ではなく、A社はドラム缶や1斗缶の中の廃液の成分や性状を知らないので、処理法上咎めることはできない。知らないことを責めることは難しい。

しかし、民法上は、一つの責任がある。

どういう責任かというと、B社が、この廃液を適正に処理するために、運搬や焼却処分をする前に、分析して安全性を確認したとすると、この分析費は

全額負担しなければならないということである。余計な出費をしたとして、運搬費と焼却費しか払わないということはできない。

問5 ドラム缶が爆発して廃液が飛散して被害を受けたA社の社員はB社に損害賠償を請求できますか。

答 A社の社員はB社に衣服の損害や怪我の治療代等の損害賠償を請求できる。

本件事故は、すべてB社に責任があるからである。

民法716条に「注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない。」とあるから、本件の場合、注文者であるA社は責任を負わず、専ら、B社の責任で解決することである。

問6 B社の従業員2名は、被害を受けたのに対して、勤務先のB社に対して損害賠償の請求ができますか。

答 原則として請求できる。
B社において、ドラム缶や1斗缶の全部を、必ずそのまま運搬して来るよう、決して混合することのないように、特に明確に指示したにもかかわ

らず、この2名が指示を無視して1斗缶をドラム缶に移して運ぶ作業をしたのであれば、2名は業務上の命令を無視した過失があるから、請求はできない。

自己負担と考える。

しかし、たとえ、会社が形式的に、「混合しないで、そのまま運搬してくるように指示した」としても、B社が、混合した場合の危険性を承知していて、それを理由として、特に混合禁止を指示したのでなければ、従業員の過失責任だとして、責任を回避出来ないと考える。

B社は、その社員2名に損害賠償をしなければならない。

もっとも2名は労災保険でカバーされるのが普通である。

問7 通行人Yは、A社とB社の誰に損害賠償を請求するのですか。

答 B社に請求する。

A社には請求できない。請求の根拠条文は、民法第709条（不法行為）である。

B社にはA社に責任があるとして賠償責任を拒否することはできない。

お江戸ふらふら歩る記

ニお江戸の名所旧跡ニ



根津美術館入口

赤坂から青山へ⑥

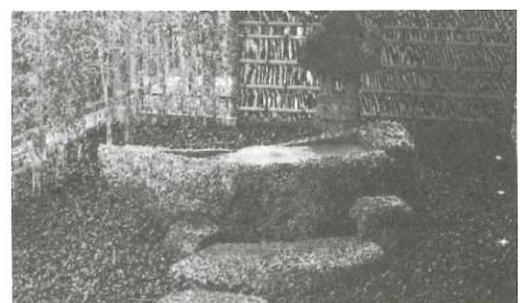
青山靈園立山墓地の手前に根津美術館がある。ここは、昭和16年（1941）初代根津嘉一郎氏の遺志によって開館した。2万平方メートルを越す広大な敷地には茶室が点在し、緑豊な日本庭園が四季を彩る設えが知られている。

しかも収蔵品は絵画、書籍、彫刻、陶磁、漆工、染織、考古など多岐にわたり、国宝7件、重要文化財87件、重要美術品96件を含む約7,000件の日本・東洋の古美術品が展示されている。

特に庭園内に「月の石舟」、「弘仁亭の燕子花」、「東熊野」、「ほたらか山」、「薬師堂の竹林」、「披錦斎の紅葉」、「吹上の井筒」、「天神の飛梅祠」の根津美術館八景があり、また、弘仁亭・無事庵、閑中庵・牛部屋、披錦斎・一樹庵、斑鳩庵・清溪亭の四つの茶室もあって、ゆったりした時間が過ごせる。また、講演会や特別展も開かれている。

なお、詳細はホームページ
<http://www.nezu-mse.or.jp>で。

また、南青山4丁目の表参道側の青南小学校の校門内には、有名な中村草



八景の一つ月の石舟



茶室の一つ弘仁亭

田男の句『降る雪や明治は遠くなりにけり』を自筆で刻んだ自然石横長の句碑がある。中村草田男が同校を卒業したゆかりで、昭和52年2月24日、同校70周年の記念として建てられた。



中村草田男の句碑

この南小学校の東北側、もう一つ先の通りに面した王子製紙の寮の入口に「昭和丁巳霜月（1977年11月）童馬山房跡」の銘版をつけた歌碑がある。ここは青山脳病院の跡で、文化勲章受章の歌人齊藤茂吉は、その院長であった。『あかあかと一本の道通りたり 灵廟るわが命なりけり』とある。

王子製紙による銘版には、「齊藤茂吉翁（1882～1953）は、日本近代短歌史上に偉大な足跡を残しました。この地（港区南青山4の17の43）茂吉翁が明治40年から昭和20年4月までの約40年間

居住し、病院経営にあたるかたわら、童馬山房と称し短歌の創作に専念されたところです。この短歌は、大正2年、茂吉翁31歳の自筆の歌で、当時の青山の景観と自身の境涯とを重ね合わせて呼んだものです。』とある。

茂吉翁は明治40年から昭和20年までの約40年間をここで過ごしており、病



齊藤茂吉の歌碑と銘版

院の様子は子息、北杜夫の小説『榆家の人々』に詳しいが、次のように青山を詠んだ歌も多い。

- ・電車とまるここは青山三丁目紺屋の軒に雪降り消おり
- ・赤き旗けふはのぼらずどんたくの鉄砲山に子供らが見ゆ
- ・墓はらを白足袋はきて行けるひと遠く小さくなりにけるかも
- ・青山の町陰の田の水さび田にしみじみとして雨ふりにけり

根津美術館交差点から立山墓地の脇を通り外苑西通りの上に架かる青山橋を渡ると、二十三区内では面積、利用者数とも最大の靈園である青山靈園の中に入していく。

次回はこの青山靈園を散策する。

（この項続く・明）

事務局だより

会員の皆様、体調は万全でしょ
うか。この夏、地域によってはまったく雨が降らなく日中の酷暑と熱帯夜が連續して続いたと思つたら一転、気温差が一日で約10度も下がる日があるなど、ともかくにも散々な夏でした。

普段、冷房の風を嫌がる昔堅気の方々は、本当に堪えたことでしょう。思わず、「今年だけは・・」の言い訳を言いながら、冷房のスイッチを押した方も多かったのではないかでしょうか。家の年老いた実母もそんな存在の一人でした。そんな猛烈な酷暑も彼岸の終わりとともに去っていきました。

今、日本中の全ての方々が、ホット一息ついでいるのではないかでしょうか。

しかし、酷暑は去っても人間はさておき、秋野菜や果物の収穫に結果として大きな影響をおよぼしている。何事においても過ぎることは、良い結果を生まないことのようである。

今年の「国内処理施設見学研修会」は、島根県の松江にある「アースサポート」という企業の施設

見学を行った。この会社の社長である尾崎さんは42歳という若さであるが、さらに驚いたことは、この会社の最年長者であるという。

ちなみに、この会社の従業員の平均年齢はなんと31歳というから二度びっくり。しかし、この若さによって集約された、創造力・企画力・行動力等が施設の随所に活用されていたから感心させられた。

まず最初に会社のDVDを見ることから始まるが、この会社のDVDは、若い従業員が自前で制作したということもあり、通常のDVDにはないユニークさに富んだ構成となっていた。特に従業員の家族用に制作したDVDは、社長さんが自ら「泣かせ系」と自負するように、若いがゆえに、普段感謝の気持ちを両親にうまく伝えられない言葉を、アースサポートという企業に採用されたことの喜びと、両親が仕事を通して子供に託した期待感をコメントするストーリーになっており、一瞬ホロリとさせられる。

企業で一番大事なことは「社員教育」と述べられた社長さん。そのことが、今まさに各企業に求められている現実的な共通課題であると悟された。
(木村)

編集後記

一気に気温が低下してきました。史上最高の酷暑期間から急激な気温の低下です。感じる以上に身体への影響が大きいかもしれません。上手に身体を馴らしていって頂ければ幸いです。植物には影響が出ているようです。彼岸花の開花時期が遅れたという話題が報道されていましたが、小生の身の回りでは桜の枯れ枝に薔薇があるとか、蜜柑の花が咲かなかったとか、泰山木の花が9月にも咲いたとか、例年と比較すると変わったことが起きている感じであります。何にしろ、皆様の身体は皆様ご自身で守って頂ければと思います。

先月号に記載しましたが、法改正に伴う政省令の改正内容が明らかになってきました。皆様の業務内容によるかもしれません、大きな影響を受ける会員の方もあるかと想います。今後も情報を取り次第、掲載して参ります。施行は来年4月1日の予定のようですので、準備万端でその時期を

迎えて頂けるようお願い致します。
毎年書いていますが、スポーツ、芸術の秋です。例年に比して今年は絵画の展覧会の開催案内のポスターが多く目に付くような気がします。西洋絵画も良いのですが、日本画の良さも見直して頂ければと想います。日本独特の色調は何ともいえない趣を感じさせてくれるかもしれません。

円高はじめ国際的な出来事が数多く報道されています。我が業界での問題点としては製造業の拠点の海外進出の加速があげられます。内容を細かく分析していませんが、廃棄物の発生量は確実に減少しています。いつも申し上げていますように時代の変化を読み切って対応していくかないと将来、こんな筈ではなかったのにと後悔する可能性が高いように感じられます。将来に向けて、皆様が意見を交換できる機会を増加させるように事務局も検討しているところです。

(乙頬)

とうきょうさんぱい 2010 第242号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員会
発行所 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp

印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



パーティクルボード生産

再生(製品化)



身近な使用例

家庭



木質廃棄物



中間処理(破碎)

パーティクルボード工場(JIS表示許可番号390031)
製造・加工

受入れ・中間
処理(破碎)

私たちには究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

東京ボード工業では…。

木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活中の身近なところで数多く利用されています。

パーティクルボードとは…。

当社で生産したパーティクルボードは建材や家具等に使用もしくは加工・製品化されます。しかし、あくまでも木質系の素材であるため、老朽化するこことは否めません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持込みいただくことにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことが出来るのです。これこそが当社の目指している究極のリサイクリングなのです。

Recycle and Ecology

TB 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
<http://www.t-b-l.co.jp>

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100
TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1
TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァーボード」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。
<http://www.epd-eco.com>

